

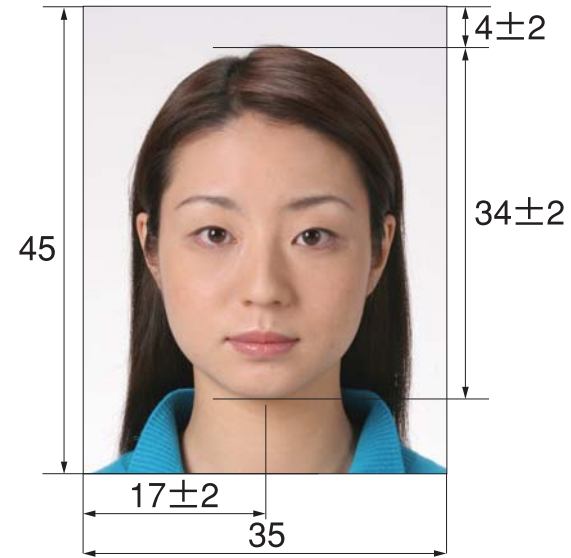
旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。

旅券の申請に際して提出いただく写真は、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に基づき、右のと通りの規格としております。旅券の写真は海外渡航にあたり自分自身を証明するための、たいへん重要なものであるということに十分留意して、以下の[適当な写真例]、[不適当な写真例]を参考に、規格にあった写真を提出していただくようお願いします。

提出写真規格

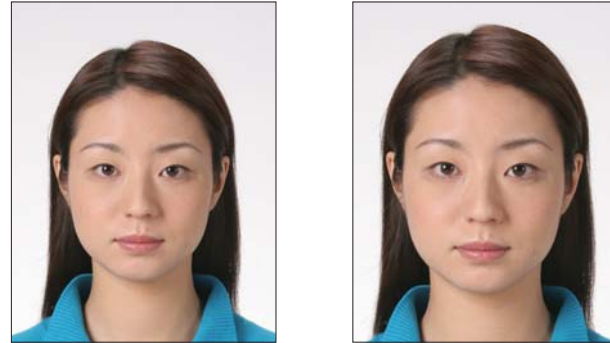
(単位：mm)



1. 申請者（届出人、請求者）本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む）から顎まで）
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む）がないもの

[適当な写真例]

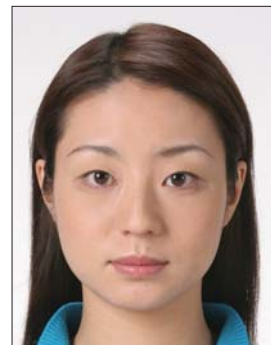
指定の規格を全て満たし、容易に人物を特定できるもの



[不適当な写真例]



指定の寸法を満たしていないもの



指定の寸法を超えているもの



指定の規格を満たしていないもの



顔が横向きのもの



顔が左右に傾いているもの



サングラスをかけ人物を特定できないもの



背景の色がきつく人物を特定しづらいもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



影があるもの



椅子等背景があるもの



照明が眼鏡に反射したものの



平常の顔貌と著しく異なるもの



前髪が長すぎて目元が見えないもの

旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。

外務省旅券課
平成18年3月

今後、出入国審査等で旅券に内蔵されているICチップに記録された顔画像とその旅券を提示した人物の顔を電子機器等で照合することが見込まれ、眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは、照合の妨げとなる可能性がありますので注意が必要です。

[不適当な写真例]



眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの

[不適当な写真例]



フレームが非常に太く目や顔を覆う面積の大きいもの

撮影時にピントが合っていないかったり、手ブレしてしまったために画像が不鮮明なものや背景に人物の影があるものは不適当です。

[不適当な写真例]



ピンボケや手ブレにより不鮮明なもの

[不適当な写真例]



背景に影があるもの

眼鏡やヘアバンド以外にも、帽子や衣服、布、マスク、イヤリング、カチューシャなど顔の器官が隠れるような大きめの装飾品等は好ましくありません。

[不適当な写真例]



帽子によって頭部が隠れているもの

[不適当な写真例]



顔の器官が隠れる装飾品等があるもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。写真専用紙等を使用し、鮮明な画質で印刷してください。

[不適当な写真例]



ドットやインクのにじみなどがあるもの

[不適当な写真例]



ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスクング（縁取り）などの画像処理を施したものは不適当です。

[不適当な写真例]



ノイズがあるもの

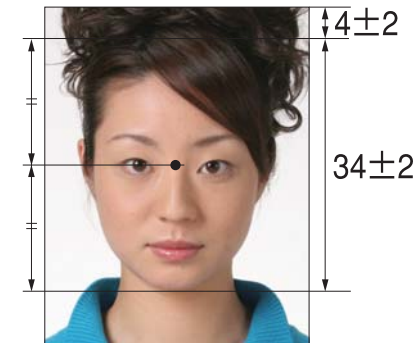
[不適当な写真例]



変形やマスクングなどの画像処理を施したもの

頭髪のボリュームが極端に大きな場合には、下図に示すように「両眼の中心から頭頂までの距離」は「両眼の中心から顎までの距離」と等しいものとみなして、トリミングしてください。

[適当な写真例]



頭髪を適切にトリミングし、顔の面積が大きいもの

[不適当な写真例]



頭髪のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの